**傍　　聴　　要　　領**

令和６年度栃木県がん対策推進協議会

１　傍聴する場合の手続

　(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

　(2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

２　会議の秩序の維持

　(1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。

　(2) 傍聴者が３の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

３　会議を傍聴するに当たって守るべき事項

　　傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

　　ア　会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

　　イ　騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。

　　ウ　会場において、飲食又は喫煙をしないこと。

　　エ　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。

　　オ　その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。